

23—09 P U D T

代理権を証明する書面

1. 出願の放棄、取下げのような請求人にとって不利益となる手続や代理人の選任・変更等の届出のような手続に限り、代理権の存否、範囲に関する争いが生じる可能性があることから、代理人がこのような手続を行うときは代理権を証明する書面を提出する（特施規 § 4の3、特登施規 § 13の2）。

審判長は、特施規 § 4の3①、③の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命じることができる（特施規 § 4の3④）。

2. (1) 審判において委任状を必要とする手続

ア 特 § 9に規定する特別の授権（特施規 § 4の3①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

イ 法定代理権の証明（特施規 § 4の3①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

ウ 手続の途中、特許付与後における代理人の選任・変更等の届出（中途受任）（特施規 § 4の3②、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

エ 代理人の選任等の届出をすることなく、出願時の代理人と異なる代理人により行われる中間手続（特施規 § 4の3③、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

オ 特許を受ける権利の承継の届出、手続の受継の申立て（特施規 § 4の3①一、二）

カ 判定の請求（特施規 § 4の3①六、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

キ 特許異議の申立て（特施規 § 4の3①九）

ク 商標登録異議の申立て（商施規 § 22①）

- ケ 意見書（特 § 120の5①、商 § 43条の12、 § 60の2①、 § 68④、 § 68⑤）の提出（特施規 § 4の3①十一、商施規 § 22①）
- コ 審判（拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判を除く）の請求（特施規 § 4の3①十二、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
- サ 答弁書（特 § 71③、実 § 26、意 § 25③、商 § 28③、特 § 84、 § 92⑦、 § 93③、実 § 21③、 § 22⑦、 § 23③、意 § 33⑦、特 § 134①、実 § 39①、意 § 52、商 § 56①、特 § 174③、意 § 58④、商 § 61）の提出（特施規 § 4の3①八、十三、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
- シ 参加（特 § 119①、 § 148①、③、 § 174②、実 § 41①、 § 45①、意 § 52、 § 58④、商 § 43の7、 § 56、 § 61）の申請（特施規 § 4の3①十、十四、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
- ス 証拠保全の申立て（特施規 § 4の3①十五、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
- セ 再審の請求（特施規 § 4の3①十六、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
- ソ 微生物の寄託についての受託番号の届出（特施規 § 4の3①十七）
- タ 商標権の存続期間の更新登録の申請（商品及び役務の区分数を減じて申請する場合に限る。）（商施規 § 22①）
- チ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（商施規 § 22①）
- ツ 書換登録の申請（商施規 § 22①）
- テ 特例法における氏名（名称）、住所（居所）、印鑑の変更の届出、包括委任状の提出等（特例施規 § 5の2①）
- ト 特例法における識別番号付与の請求、入出力装置の届出、予納の提出等（特例施規 § 5の2①）
- ナ 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（現金手続省令）の § 3の2①の規定による識別番号付与の請求等

(2) 委任状を必要としない手続

- ア 早期審理の事情説明書の提出

イ 刊行物等提出書（特施規 § 13の2、 § 13の3）の提出

3. 代理権を証明する書面

(1) 法定代理人

(ア) 未成年者の法定代理人の代理権を証明する書面は、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票

(イ) 成年被後見人の法定代理人の代理権を証明する書面は、後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がされていないときは、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票）

なお、後見人が法定代理人の場合において、後見監督人があるときは、その者の同意書及び住民票

(2) 任意代理人

ア 委任による代理人、特許管理人

委任状（注）

（注）委任状には、事件を特定した個別の委任状と、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない委任状（包括委任状）とがあり、包括委任状で代理権の証明をするときは、当該包括委任状を援用する旨の表示をしなければならない（特施規 § 9の3①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①、特例法施規 § 6①④）。

イ 指定代理人

指定書

4. 代理権の範囲

(1) 法定代理人（→23—01）、特許管理人（→23—04）、指定代理人（→23—03）については、それぞれ、民法、特許法などで規定されている。

(2) 委任による代理権を証明する書面としての委任状で代理権の範囲を示すときは、「何某氏を代理人として下記事項を委任する」と委任する代理人の氏名を記載し、次に委任事項として「事件番号」「〇〇に関する件」と記載して委任すべき事項を特定する。

委任状が提出されている出願の代理人の代理権については、委任状に特許

権（実用新案権、意匠権、商標権）に関する手続についての言及があれば、代理人の代理権の範囲に特段の制限を設けたときを除き、権利消滅まで継続しているので、改めて委任状を提出することなく、特許（商標登録）異議の申立て及び無効審判、訂正審判、商標取消審判等の権利者の代理人として手続ができる。

なお、出願の取下げ、特許権の放棄、拒絶査定不服審判請求、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判請求又は復代理人の選任など特別の授權を要する事項（特 § 9、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）をも併せて委任するときは、委任状にその旨を明記する。

5. 委任文言とその範囲の解釈

(1) 「審判」の解釈

査定系審判請求事件における委任状の扱いについて、原審において提出された委任状に「審判」の文言の記載があるとき、審判部においては「審判請求に関する事項」も委任しているものとする。

(2) 「参加申出」の解釈

参加の申出を委任すれば、参加決定後の攻撃防御の代理委任をも受けているとする。

(3) 「口頭審理への出廷陳述」の解釈

口頭審理における陳述のみで、以後の代理については委任がないものとする。

(4) 「その他」「その他一切」の解釈

本人の不利益行為、例えば、出願の取下げ、請求の取下げ、権利の放棄などは含まないとする。

在外者の特許管理人（→23—04の2.）のときは、特別の授權を要しない。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（特 § 8②）。

(改訂H27.2)